特別清算終結

平成２９年（ヒ）第３００３号
大阪市西区北堀江１丁目３番17号
清算株式会社　株式会社グランカフェ
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第１００４号
千葉県船橋市二和西６丁目26番27号
清算株式会社　株式会社銀鈴
代表清算人　尹　きぬ子
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。なお、本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額及び利息、遅延損害金その他一切の残債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
千葉地方裁判所民事第４部

平成２８年（ヒ）第１００５号
千葉市美浜区高洲３丁目23番１号
清算株式会社　株式会社ドリームアンドドリーム
代表清算人　尹　きぬ子
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。なお、本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額及び利息、遅延損害金その他一切の残債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
千葉地方裁判所民事第４部

監督命令

平成２９年（再）第１６号
栃木県宇都宮市御幸本町4864番地
再生債務者　東日情報処理センター株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都港区虎ノ門１丁目15番12号　日本ガス協会ビル５階　虎ノ門南法律事務所　弁護士　上沼　紫野
平成29年４月26日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令取消

平成２６年（再）第２７号
千葉県市原市寺谷666番地（吸収合併後の存続会社の本店所在地　東京都新宿区西新宿６丁目16番６号）
再生債務者　株式会社千葉廣済堂カントリー倶楽部（吸収合併後の存続会社株式会社ザナショナルカントリー倶楽部）
主文　平成26年６月18日にした監督命令を取り消す。
平成29年４月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再）第２８号
埼玉県秩父市堀切136番地（吸収合併後の存続会社の本店所在地　東京都新宿区西新宿６丁目16番６号）
再生債務者　株式会社廣済堂埼玉ゴルフ倶楽部（吸収合併後の存続会社株式会社ザナショナルカントリー倶楽部）
主文　平成26年６月18日にした監督命令を取り消す。
平成29年４月25日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続による債権者集会招集

平成２８年（再）第２５号
東京都港区虎ノ門１丁目７番６号
再生債務者　日本リゾーツ株式会社
1　投票期間　平成29年５月23日まで及び平成29年５月31日午前11時債権者集会期日
2　債権者集会
⑴　期日　平成29年５月31日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
平成29年４月25日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２８年（再）第４３号
東京都八王子市南大沢３丁目24番地
再生債務者　株式会社イズミ環境
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成29年４月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再）第１１号
愛知県新城市一鍬田字北神田平38番地の26
再生債務者　株式会社愛新ブロック
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成29年４月24日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（再）第１号
熊本市北区武蔵ケ丘１丁目８番23号
再生債務者　株式会社ヤマイ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成29年４月26日
熊本地方裁判所民事第１部

再生手続終結

平成２６年（再）第２６号
東京都新宿区西新宿６丁目16番６号
再生債務者　株式会社ザナショナルカントリー倶楽部（旧商号廣済堂開発株式会社）
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成29年４月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再）第２７号
千葉県市原市寺谷666番地（吸収合併後の存続会社の本店所在地　東京都新宿区西新宿６丁目16番６号）
再生債務者　株式会社千葉廣済堂カントリー倶楽部（吸収合併後の存続会社株式会社ザナショナルカントリー倶楽部）
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定
平成29年４月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再）第２８号
埼玉県秩父市堀切136番地（吸収合併後の存続会社の本店所在地　東京都新宿区西新宿６丁目16番６号）
再生債務者　株式会社廣済堂埼玉ゴルフ倶楽部（吸収合併後の存続会社株式会社ザナショナルカントリー倶楽部）
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定
平成29年４月25日
東京地方裁判所民事第20部